

コーポレートガバナンス基本方針

本基本方針は、東京交通サービス株式会社（以下「当社」という。）が東京都政策連携団体として、また東京都交通局グループの一員として、東京都交通局が行う事業（以下「交通局事業」という。）を技術の面から支えることにより、都営交通の安全・安定輸送に貢献し、首都東京の都市生活や都民生活を支えるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させることを目的として、当社におけるコーポレートガバナンスに関する基本的事項を定めるものです。

第1章 総則

（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

第1条 当社は、経営の適法性及び透明性を確保しつつ、的確かつ迅速な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組みます。

- 2 当社は、次に掲げる考え方へ沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。
 - 一 株主の権利を尊重し、確保します。
 - 二 都民、都営交通のお客様をはじめ、株主、取引先、社員、地域社会を含む様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらのステークホルダーと適切に協働します。
 - 三 会社情報を適切に開示し、透明性の確保に努めます。
 - 四 取締役会において、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、監査役により取締役の職務執行状況等の監査を実施します。
 - 五 株主との間で建設的な対話を行います。

第2章 株主の権利の確保

（株主の権利の確保）

第2条 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な権利行使のための環境整備に取り組みます。

（株主総会）

第3条 当社は、株主総会が最高意思決定機関であること及び株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に当社経営に反映されるよう、十分な情報提供を行います。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

（方針）

第4条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、事業活動の基礎となる経営の基本的な考え方を策定し、様々なステークホルダーに配慮した経営を行いつつ、適切な協働に努めます。

(行動基準)

第5条 当社の企業理念を実現するために、取締役及び社員が従うべき行動基準は、「東京交通サービス株式会社コンプライアンス基本方針」(以下「コンプライアンス基本方針」という。)に定めます。

(サステナビリティに係る課題への対応)

第6条 当社は、交通局事業への貢献を通じて、多様な役割を円滑に遂行し、全てのステークホルダーと信頼関係を築きながら、持続可能な社会の実現に向けて、サステナビリティに係る課題に積極的に取り組みます。

(内部通報)

第7条 当社は、コンプライアンスの違反を発見又は予見した者が通報できる内部通報窓口として、社内及び社外の窓口を設け、内部通報のための適切な体制を整備するとともに、通報者に対する不利益取り扱いの禁止を「コンプライアンス基本方針」に明示し周知します。

(社内の多様性の確保)

第8条 当社は、取締役及び社員が、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、それぞれの能力や特性を最大限発揮できるよう環境や制度の整備に努めます。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示)

第9条 当社は、会社法その他の法令、「東京都交通局政策連携団体の指導監督等に関する要綱」(令和元年6月28日付31交総第495号)等の定めに従い、適時適切に情報を開示します。

2 当社は、法令等に基づく開示以外においても、積極的に情報提供するよう努めることとし、当社の経営方針、コーポレートガバナンス、内部統制及びコンプライアンスに関する基本方針等について、情報開示の充実に努めます。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会)

第10条 取締役会は、効率的かつ効果的なコーポレートガバナンスを実現し、これを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を図ることについて責任を負います。

2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営に関する方針や経営計画の策定、コンプライアンスの確保、内部統制やリスク管理の体制について、適切な整備のための重要な意思決定を行うとともに、主要な取引に関する必要性や妥当性等を適切に監督することにより、業務執行に対する監督機能の充実を図り、経営の公正性及び透明性を確保します。

- 3 取締役会は、業務執行に関する意思決定を的確かつ迅速に行うため、業務執行に関する権限を、法令及び定款に違反せず、妥当と考える最大限の範囲で経営陣に委任し、それら業務の執行状況の監督、助言を行います。

(取締役)

第11条 当社は、取締役候補者を決定する際に、能力、見識、経験を有しているか等を総合的に判断します。加えて、性別その他取締役会の構成の多様性に配慮します。

- 2 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行します。
- 3 社内取締役は、交通局事業に精通するなど、様々な知識及び経験を有する者から選任するよう努めます。
- 4 社外取締役は、独立かつ客観的な視点から取締役会の監督機能を充実させ、経営の透明性を高めるとともに、取締役会における建設的な検討への貢献ができる者を選任するよう努めます。

(監査役)

第12条 監査役は、公正かつ客観的な立場から、取締役の職務執行の監査（業務監査）、会計に関する監査（会計監査）を行うことにより、経営の健全性及び透明性の向上を図ることを重要な役割とし、その責務を果たします。

- 2 監査役は、中立的かつ客観的な視点とともに、監査に必要となる経験、見識、高度な専門性を有している者を選任するよう努めます。

(関連当事者間の取引等)

第13条 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、予め取締役会の承認を得るものとします。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第14条 当社は、交通局事業に貢献するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るために、株主とのパートナーシップを構築することが不可欠であるという認識のもと、株主との建設的な対話を積極的に進めます。

附則 この方針は、令和7年4月1日から施行する。